

令和 5 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

令和 5 年度食品安全委員会運営計画	9/30 までに実施した事項	今後の予定
<p>第 1 令和 5 年度における委員会の事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 2 1 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>	<p>⇒ [本文中「第 2 委員会の運営全般」（p1～5）、資料 2-2（p1～5）参照]</p> <p>○ 食品安全委員会（以下「委員会」という。）を 20 回、専門調査会及びワーキンググループ（以下「専門調査会等」という。）を 51 回開催し、45 案件の評価依頼を受け、38 案件の評価を終了した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、委員会、専門調査会等への傍聴者の現地受け入れを再開した。YouTube 配信については引き続き実施した。</p> <p>また、食品安全委員会専門調査会等運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）を改正し、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後も、専門調査会等への出席は、Web 会議システムを利用した方法で行うことができることを明文化した。</p>	<p>○ 引き続き、「事業運営方針」に則り委員会、専門調査会等の運営を行うとともに、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>第 2 委員会の運営全般</p> <p>(1) 委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週 1 回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>⇒ [資料 2-2（p1、2、4、5、16）参照]</p> <p>○ 火曜日 14 時を定例とし、令和 5 年度食品安全委員会運営計画（以下「運営計画」という。）に基づき、原則として毎週 1 回、20 回開催した。</p>	<p>○ 引き続き、運営計画に基づき委員会を開催する。</p>

<p>(2) 企画等専門調査会の開催</p> <p>本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p>	<p>○ 第39回会合（6月1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和4年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」について、事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり委員会で報告することとなった。その後、第902回委員会（6月13日）において報告された。 ・「令和5年度の『自ら評価』案件の選定について（案）」について、事務局から説明があり、審議の結果、「自ら評価」の案件選定の進め方について了承され、7月1日から1か月間の公募を行った。 	<p>○ 令和6年2月頃に第41回会合を開催し、次の事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度食品安全委員会運営計画（案）について ・ 令和5年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補の選定について ・ 令和5年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について 																		
<p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催</p> <p>食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。</p>	<p>○ 食品健康影響評価に関する専門調査会等を以下のとおり51回開催した。</p> <p>(単位：回)</p> <table border="1" data-bbox="792 967 1693 1412"> <thead> <tr> <th>専門調査会等名</th> <th>開催実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画等専門調査会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>添加物専門調査会</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>農薬第一専門調査会</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>農薬第二専門調査会</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>農薬第三専門調査会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>農薬第四専門調査会</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>農薬第五専門調査会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>動物用医薬品専門調査会</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	専門調査会等名	開催実績	企画等専門調査会	1	添加物専門調査会	3	農薬第一専門調査会	5	農薬第二専門調査会	3	農薬第三専門調査会	1	農薬第四専門調査会	3	農薬第五専門調査会	1	動物用医薬品専門調査会	5	<p>○ 引き続き、専門調査会等を開催する。</p>
専門調査会等名	開催実績																			
企画等専門調査会	1																			
添加物専門調査会	3																			
農薬第一専門調査会	5																			
農薬第二専門調査会	3																			
農薬第三専門調査会	1																			
農薬第四専門調査会	3																			
農薬第五専門調査会	1																			
動物用医薬品専門調査会	5																			

<p>既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置</p> <p>② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議</p> <p>③ 関係する専門調査会等を合同で開催</p>	<table border="1"> <tr><td>器具・容器包装専門調査会</td><td>1</td></tr> <tr><td>汚染物質等専門調査会</td><td>0</td></tr> <tr><td>微生物・ウイルス専門調査会</td><td>2</td></tr> <tr><td>プリオン専門調査会</td><td>3</td></tr> <tr><td>かび毒・自然毒等専門調査会</td><td>0</td></tr> <tr><td>遺伝子組換え食品等専門調査会</td><td>5</td></tr> <tr><td>新開発食品専門調査会</td><td>2</td></tr> <tr><td>肥料・飼料等専門調査会</td><td>6</td></tr> <tr><td>栄養成分関係添加物 WG</td><td>0</td></tr> <tr><td>香料 WG</td><td>0</td></tr> <tr><td>薬剤耐性菌に関する WG</td><td>4</td></tr> <tr><td>評価技術企画 WG</td><td>4</td></tr> <tr><td>ぶどう酒の製造に用いる添加物 WG</td><td>0</td></tr> <tr><td>有機フッ素化合物 (PFAS) WG</td><td>2</td></tr> </table>	器具・容器包装専門調査会	1	汚染物質等専門調査会	0	微生物・ウイルス専門調査会	2	プリオン専門調査会	3	かび毒・自然毒等専門調査会	0	遺伝子組換え食品等専門調査会	5	新開発食品専門調査会	2	肥料・飼料等専門調査会	6	栄養成分関係添加物 WG	0	香料 WG	0	薬剤耐性菌に関する WG	4	評価技術企画 WG	4	ぶどう酒の製造に用いる添加物 WG	0	有機フッ素化合物 (PFAS) WG	2	
	器具・容器包装専門調査会	1																												
	汚染物質等専門調査会	0																												
	微生物・ウイルス専門調査会	2																												
	プリオン専門調査会	3																												
	かび毒・自然毒等専門調査会	0																												
	遺伝子組換え食品等専門調査会	5																												
	新開発食品専門調査会	2																												
	肥料・飼料等専門調査会	6																												
	栄養成分関係添加物 WG	0																												
	香料 WG	0																												
	薬剤耐性菌に関する WG	4																												
	評価技術企画 WG	4																												
	ぶどう酒の製造に用いる添加物 WG	0																												
有機フッ素化合物 (PFAS) WG	2																													
	<p>○ 新たに設置した WG 等はなかった。なお、香料 WG とぶどう酒の製造に用いる添加物 WG については、第 914 回委員会（9 月 26 日）において廃止された。</p> <p>○ 8 月 10 日の農業第四専門調査会に遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員 1 名を招いて調査審議を行った。</p>																													
<p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保</p> <p>専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに</p>	<p>○ 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、全ての専門調査会等に委員会委員（以下「委員」という。）が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。</p>	<p>○ 引き続き、専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、委員が専門調査会等へ出席</p>																												

<p>に、助言を行う。</p>		<p>し、必要に応じて助言を行う。</p>
<p>(5) リスク管理機関との連携の確保</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策の総合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全基本法に基づき、リスク管理機関である関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、関係府省連絡会議幹事会が原則週1回開催された。 ○ 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うため、関係府省のリスクコミュニケーション担当者会議が原則として隔週で開催された。 ○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策及び緊急時における関係府省の円滑な対応について検討するため、食品リスク情報関係府省担当者間で延べ6回情報共有を行った。 ○ 関係府省と連携し、SNS (Facebook、Twitter)、メルマガ等で相互に情報を広めた。 ○ 食品中の放射性物質や食品安全の基礎知識等に関するイベントを関係省庁と連携して実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、関係府省連絡会議に対応する。 ○ 引き続き、リスクコミュニケーション担当者会議に対応する。 ○ 引き続き、食品リスク情報関係府省担当者会議に対応する。 ○ 引き続き、SNS等における情報提供で連携するほか、必要に応じ、意見交換会等にも参加を要請する。
<p>(6) 委員会におけるDXの取組について</p> <p>食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等について、知的財産上の配慮を講じつつ、オープンデータ化の構築に向けた調査・検討を行う。また、リスク評価業務の効率化や評価技術の高度化を図るため、データベースやAI等デジタル技術の活用可能性について検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品健康影響評価書（毒性試験データ）のオープンデータ化に向けた調査・検討のための調達作業を実施した。 <p>また、令和5年度食品健康影響評価技術研究において、8月3日から8月30日までの期間で二次公募課題「DX推進・AI活用に関する研究」の公募を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、調査・研究の成果を踏まえ、国民等が活用しやすい毒性試験オープンデータベースの構築を前提に、食品安全委員会での食品安全影響評価の業務効率化・評価技術の高度化を図るため、AI等のデジタル技術の活用可能性について引き続き検討を進める。
<p>(7) 事務局体制の整備</p> <p>評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料安全保障に資する新たな食品、生産資材等にかかるリスク評価体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、令和6年度に必要な

<p>機構・定員を確保する。</p>	<p>の強化に必要な予算及び定員を要求した。</p>	<p>な予算及び機構・定員の確保に向けて対応を行う。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p> <p>特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。</p>	<p>→[資料2-2 (p 3、6、7) 参照]</p> <p>○ 早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでのリスク評価対象案件数 : 3,471件 (うち今年度に評価依頼があった案件45件) ・ これまでに評価が終了した案件数(「自ら評価」案件を含む) : 3,232件 (うち今年度に評価が終了した案件38件) <p>○ これまでに農林水産省から農薬14品目の再評価に係る評価要請があり、評価指針等に基づき評価を進めた。</p>	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について</p> <p>「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日食品安全委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ 該当品目については、処理期間を管理しつつ、標準処理期間を理由なく超過することのないよう計画的な調査審議を行った。</p>	<p>○ 引き続き、標準処理期間内に評価が終了できるよう、計画的に調査審議を行う(実績について年度末の委員会において報告予定)。</p>

<p>(3)いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について</p> <p>「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日食品安全委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ いわゆるポジティブリスト対象品目について、計画的な調査審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度に評価依頼があった案件数 1件 ・今年度に評価が終了した案件数 5件 	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>2 評価ガイドライン等の策定等</p> <p>食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定及び改正を進める。</p> <p>本年度においては、遺伝子組換え食品等について、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)等の改正に向けた調査審議を引き続き行う。また、改正後の安全性評価基準(「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指針」等に名称変更予定。)に基づき、評価を行うための「技術的文書」(仮称)の検討を進める。</p> <p>また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。</p>	<p>○ 蓄積されてきた食品健康影響評価結果や国際的動向、新技術の動向等を踏まえた改正に向け、遺伝子組換え食品等専門調査会を開催し、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」等の改正案について検討した。</p> <p>○ 「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」(令和元年10月29日委員会決定)について、ベイズ推定を活用したベンチマークドーズ法を使用する際の考え方を盛り込むための一部改正を、令和5年9月12日に委員会決定し、公表した。</p> <p>さらに、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方を、同指針に追加する改正の検討を進めた。</p>	<p>○ 「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」等の見直しについて、引き続き調査・審議を行う。</p> <p>○ 疫学研究で得られた用量反応データへのベンチマークドーズ法の適用に関する改正については、令和5年度末までの改正を目指し必要な作業を行う。</p> <p>○ 改正された指針に基づき、調査・審議を行う。</p>
<p>3 「自ら評価」を行う案件の推進</p> <p>(1)「自ら評価」案件の選定</p>	<p>○ 第39回企画等専門調査会において「自ら評価」案件の選定方法、ス</p>	<p>○ 2月の企画等専門調査会での</p>

<p>本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>	<p>スケジュール等について決定し、7月1日から1か月間公募を実施した。公募の結果、食品安全モニター、専門委員、地方公共団体等から7件の提案があった。</p>	<p>案件候補決定に向け、調査審議を進める。</p>
<p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。</p> <p>「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>	<p>○ 令和4年度に「自ら評価」の案件候補として提案があった「真空パック詰食品（容器包装詰低酸性食品）のボツリヌス菌による食中毒のリスク評価について」は、第38回企画等専門調査会の審議の結果、既存のファクトシート（ボツリヌス症）を更新することとなり、現在ファクトシート更新のための情報収集・整理を行っている。</p> <p>また、「クロノバクター・サカザキのリスク評価について」は予防啓発のための情報発信を行うこととなり、「クロノバクター・サカザキについて（Q&A）」を作成、令和5年5月にウェブサイトにて公表した。</p>	<p>○ ファクトシートの更新が終了次第、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目的に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、</p>	<p>➡[資料2-2（p8、9）参照]</p> <p>○ 令和3年10月1日から令和4年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認するため、リスク管理機関に対し、令和5年9月末時点における施策の実施状況調査（第28回）を実施（10月2日～）。</p>	<p>○ 調査結果をとりまとめ、年度内に委員会に報告する。</p>

<p>勧告、意見の申出を行う。</p>		
<p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和6年2月を目途に実施する。</p>	<p>○ 令和5年4月から9月までに食品安全モニターから24件の提案・報告を受付けた。分野別では、「リスクコミュニケーション」に該当するものが最も多く（9件）、「冷凍食品に起因する食中毒」や「人工甘味料」等についての提案が寄せられた。関係省庁別では、厚生労働省に関するものが最も多く18件であった。</p>	<p>○ 令和6年2月を目途に、食品安全モニターに対し、食品への不安の程度等を調査することを目的として、食品の安全性に対する意識等についてのアンケート調査を実施する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施</p> <p>前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>	<p style="text-align: center;">⇒[資料2-2（p10~13）参照]</p> <p>○ 令和4年度に終了した研究課題（8課題）について、研究・調査企画会議事後評価部会（以下「事後評価部会」という。）において事後評価を実施した。</p>	<p>○ 終了課題のうち3課題について、研究成果発表会を開催予定。</p> <p>引き続き、研究・調査の成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。</p> <p>○ 令和4年度に終了した研究課</p>

		題の事後評価結果を第 916 回委員会（10 月 10 日）において報告。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、成果報告書とともにホームページに公表予定。
<p>(2) 本年度における研究課題の実施</p> <p>本年度に実施する研究課題について、別紙 3 に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p>	<p>○ 令和 5 年度採択課題（4 課題）及び前年度からの継続課題（7 課題）について、各主任研究者に中間報告書の提出を求めている。</p>	<p>○ 令和 6 年度に継続実施予定の課題について、提出された中間報告書に基づき、事前・中間評価部会において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめた後、令和 6 年 3 月の委員会において継続の可否を決定する予定。</p>
<p>(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙 4 に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p>	<p>○ 事前・中間評価部会において、令和 6 年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、第 910 回委員会（8 月 29 日）において決定した。</p> <p>この優先実施課題に基づき、研究課題の公募を行った（9 月 12 日～10 月 17 日）。</p> <p>○ 公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者から幅広く応募があるようプレスリリースを行うとともに、関係分野の研究者や関係試験研究機関に対し、公募内容を周知した（9 月）。</p>	<p>○ 令和 6 年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、令和 6 年 2 月に開催予定の事前・中間評価部会で選定後、委員会に報告し、決定する。</p> <p>○ 今後開催される課題の選定等に関する事前・中間評価部会が終了する都度、その議事概要を公表する。</p>
<p>(4) 適切な経理の確保</p>	<p>○ 10 月の期日までに各研究機関から提出される会計実績中間報告書を確</p>	<p>○ 引き続き、令和 5 年度末の研</p>

<p>研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定）に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。</p>	<p>認し、必要に応じて助言を行っている。</p>	<p>究費の最終実績報告に向けて、受託者に対して適宜研究費の適正な執行を指導する。</p> <p>○ 自己評価チェックリストの回答を確認するとともに、必要に応じて履行状況調査を実施する。</p>
<p>（５）関係府省との連携</p> <p>競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p>		<p>○ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」担当者との情報共有を行う。</p>
<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>（１）食品安全確保総合調査対象課題の選定</p> <p>来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。</p>	<p>○ 研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、令和6年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、第910回委員会（8月29日）において決定した。</p>	<p>○ 令和6年2月に開催予定の事前・中間評価部会において、調査課題を選定し、同年3月の委員会に報告し、決定された後、入札公告を行う。</p>
<p>（２）食品安全確保総合調査の実施</p>	<p>○ 令和5年度の実施課題として6課題を選定した。</p>	<p>○ 調査終了後、調査報告書をホ</p>

<p>選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>		<p>ホームページに公開する。</p>
<p>3 研究・調査事業の追跡調査、プログラム評価等の実施</p> <p>(1) 追跡評価の実施</p> <p>これまでに行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡評価を行う。</p>	<p>○ 5月及び6月に開催した研究・調査企画会議プログラム評価部会における追跡評価のとりまとめに向け、追跡評価の対象研究課題の成果活用状況（食品健康影響評価での活用、論文発表等）を確認し、評価に向けた準備を進めた。</p>	<p>○ 10月16日に研究・調査企画会議プログラム評価部会において追跡評価を実施し、取りまとめた追跡評価結果を翌年度の事前・中間評価部会、事後評価部会において報告する。</p>
<p>(2) プログラム評価の検討及び実施</p> <p>研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についてプログラム評価を行う。</p>	<p>○ プログラム評価部会において、令和元年度から令和5年度までのプログラム評価結果（案）を取りまとめ、第907回委員会（7月25日）において決定した。</p>	
<p>(3) ロードマップの改正等の検討</p> <p>上記(1)(2)を踏まえて、必要に応じて調査・研究事業の充実を図るとともに、今後委員会において推進すべき研究・調査の方向性を明示するため、ロードマップの改正に向けた検討を開始する。</p>	<p>○ ロードマップの改正に向け、課題の整理等の準備を進めた。</p>	<p>○ 11月20日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、ロードマップの改正に向けた検討を開始する。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進</p>	<p>⇒[資料2-2 (p14~20) 参照]</p>	

消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。令和2年度に実施した「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」の結果において、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であったこと、また令和4年度に実施している「食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査」の内容を踏まえ、次の取組を実施する。

- ・ 報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する、科学的情報、特に食品安全委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な情報提供及び意見交換
- ・ 妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供
- ・ 地方公共団体が主体的に行う情報発信・リスクコミュニケーションを支援等を行う。

以下、意見交換会等の開催については、対象者、規模等に応じて、web会議システム、対面形式、ハイブリッド方式等の特性を踏まえ、いずれの方式で実施す

○ 7月1日に委員会設立20周年を迎えたことを記念して、9月1日に記念式典及び国際シンポジウム（テーマ：リスク評価機関が直面する新たな課題とそれに対応するための体制整備）を開催した。また、一般消費者向けに20年間の委員会のあゆみやこれまでのリスク評価の主な成果をまとめた記念誌を作成した。また、ホームページに専用サイトを設置し、当該記念誌を公表するとともに、テーマ別の特別連載記事を公開（詳細は各論にて）するなど、関連情報を発信した。

<p>るかを検討する。</p>		
<p>1 様々な手段を通じた情報の発信</p> <p>食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。</p> <p>(1) ホームページ</p> <p>食品安全に関心があり、情報を入力、利用又は発信しようとするときに、検索やSNSを通じて閲覧する者に向けて、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況、食品安全に関する最新の情報並びに妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生等、特定の階層を対象とした情報等をそれぞれ掲載するとともに、より見やすく・より容易に目的の情報に到達でき、関連の情報にも誘導できるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。</p>	<p>○ レスポンシブデザイン化（携帯端末対応）のためのホームページの切り換えを行った。（8月）</p> <p>○ 委員会 20 周年専用サイトを開設し、国際シンポジウムの概要、20 周年記念誌及び松永委員による特別連載記事（トランス脂肪酸（6月）、薬剤耐性菌（6月）、カンピロバクター（7月）、健康食品（8月））を公開した。</p> <p>○ 新たに掲載した情報について、アクセスしやすく、また多くの閲覧に繋がるよう、その都度トピックスに掲載した。また、古い掲載情報を洗い出した上で、不要なものについて削除を行った。</p> <p>○ ホームページで、食品健康影響評価の結果及びその他食品の安全性等に関する情報について、下記のとおり公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 慢性消耗病（CWD）ファクトシートの更新ファイル、キッズボックス「アニサキス食中毒を防ぐには？」 ・ 5月 クロノバクター・サカザキに関する Q&A、キッズボックス「食べ物に生えるかびはどんなもの？」 ・ 6月 キッズボックス「6月7日は世界食品安全の日」 ・ 7月 アスパルテームに関する Q&A、キッズボックス「食品の安全はどうやって守られているの？ー食品安全のしくみー」 ・ 8月 食品健康影響評価書の中で健康影響に基づく指標値の根拠となった試験結果を取りまとめた「化学物質毒性評価データベース 農薬（暫定版）／英語版・日本語版」 	<p>○ 引き続き、情報提供を行うとともに、関係者の意見を聞きつつ、より使いやすいホームページになるよう必要な更新を行う。</p> <p>○ 20 周年専用サイトで松永委員の連載記事を随時更新。</p> <p>○ 様々な食品安全情報を収載かつ提供する基盤となる食品安全総合情報システムについて、食品安全に関する情報をより迅速かつ正確に提供するため、可用性・信頼性を高めるシステム更改に向けた準備を進める。</p>

(2) SNS等

委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。

① Facebook

委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebookの拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。

② メールマガジン

メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。

③ ブログ

検索エンジンやTwitter等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用してFacebookで配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積し、機会を捉えたTwitter

○ 利用者に食品安全に関する適切な情報を発信するため、SNS等による情報発信に注力した。

○ 科学的な根拠を伴う食中毒予防に関する注意喚起、最新の食品健康影響評価、食品安全に関する基礎知識、委員会の審議概要等を発信した(約15回/月)。

○ メールマガジンにおいて、委員会の開催等の情報を発信した(原則週1回)。

○ ブログの特性を活かしつつ、最新の食品健康影響評価等を広く周知するため、Facebookで発信した情報を随時ブログに掲載した(約15回/月)。

○ X(旧Twitter)のフォロワーを拡大しつつ、Facebookと連携した効果的な発信を行う。

○ 引き続き、利用者ニーズに沿ったテーマを中心に情報発信を行う。

○ 引き続き、情報発信を行う。

○ 引き続き、情報発信を行う。

<p>での情報発信の際の資産の場とする。</p> <p>④ YouTube</p> <p>検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えたTwitterやFacebookでの発信の際の情報資産の場とする。</p> <p>⑤ Twitter</p> <p>報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高いTwitterの特性を活かし、食中毒の防止法等、身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。</p>	<p>○ 5月に「2023年世界食品安全の日に向けて「食品規格がいのちを救う」について、配信した。</p> <p>○ 梅雨時期における食中毒の注意喚起や世界食品安全の日、また、食中毒の危険が高い食べ方など報道やインターネットで取り上げられている話題等、時季や機会をとらえた食品安全に関わるテーマを中心に情報発信した（約8回/月）。</p>	<p>○ 引き続き動画配信を検討する。</p> <p>○ 引き続き、情報提供を行う。</p>
<p>(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成</p> <p>委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。</p> <p>リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。</p> <p>加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。</p>	<p>○ 広報誌「食品安全」60号を7月にウェブサイトに掲載するとともに、冊子を関係機関に配布した。また、報道関係者や学会等へ広く周知した。</p> <p>○ 「キッズボックス総集編」については、依頼のあった講演や訪問学習の受け入れ等において配布した。</p> <p>○ 月刊誌「栄養と料理」（女子栄養大学出版）に昨年7月号より「食品安全委員会発 ちょっと詳しく知りたい食品安全トピックス」を掲載中。</p> <p>○ 委員会設立20周年を記念して、これまで実施してきた主なリスク評価について、消費者の食生活との関連や読みやすさを重視した記念誌を松永委員執筆により作成した。</p>	<p>○ 意見交換会等でパンフレット、キッズボックス総集編等の配布、ポスターの展示を行う。広報誌についても、イベント等の機会を捉えて積極的に配布する。</p>

<p>(4) 食品の安全性に関する用語集</p> <p>食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。</p> <p>食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。</p>	<p>○ 今年度、用語集に新規で加える用語及び修正する用語について検討を行い、担当班へ用語解説の案文の作成を依頼した。</p> <p>○ 冊子版用語集第7版を製作した。</p> <p>○ 食品安全モニターや学会、食品科学を学ぶ学生等に、ウェブサイト版・冊子版の用語集を周知・提供した。</p>	<p>○ 案文が確定したものから順次、ウェブサイト版を更新する。</p> <p>○ 引き続き、用語集について、意見交換会等の場で周知・提供を行う。</p>
<p>2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発</p> <p>消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 評価書等の解説講座</p> <p>リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する（食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象）。</p>		<p>○ 第1回「精講：微生物の評価指針改定」を開催予定。</p>
<p>(2) 意見交換会、講師派遣等</p> <p>地方公共団体、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や委員会の認知度向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、</p>	<p>○ 学生、食品関係事業者、一般消費者等に対して、意見交換会・講師派遣等を下記のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 食品事業者を主な対象とした展示会のセミナーで講義。（山本委員長） ・ 6月 日本食品衛生学会の一般消費者向け公開シンポジウムで講義。（山本委員長） 	<p>○ 講師派遣（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月 東京都（香西委員） " 沖縄県（事務局職員） ・ 12月 群馬県（川西委員） " 三重県（川西委員）

<p>ブース展示等)について決定する。なお、これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮するとともに、必要に応じて、リスクコミュニケーションの事務の総合調整を行う消費者庁と連携を図りながら実施する。</p> <p>委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。</p>	<p>〃 長浜バイオ大学で大学生向けの講義。</p> <p>・ 7月 山形県の食品衛生協会会員等に対する交流会で講義。(香西委員)</p> <p>〃 公益財団法人日本食肉消費総合センターの会員向けセミナーで講義。(山本委員長)</p> <p>・ 8月 岡崎市の食品関係事業者及び一般消費者向けセミナーで講義。(香西委員)</p> <p>〃 佐賀県の食品関係事業者及び一般消費者向け講演会で講義。(脇委員)</p> <p>〃 京都府保険医協会の一般消費者向け市民公開講演会で講義。(脇委員)</p> <p>・ 9月 食生活ジャーナリストの会の勉強会で講義。(山本委員長)</p>	<p>上記以外にも講師派遣等につき地方自治体等と協議中。</p>
<p>(3) 訪問学習受入れ</p> <p>食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。</p>		<p>○ 12月に防衛大学校を予定。</p>
<p>(4) 食の安全ダイヤルの活用</p> <p>食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</p>	<p>○ 必要に応じ、隔週で開催されるリスクコミュニケーション担当者連絡会議で関係省庁(消費者庁、厚生労働省及び農林水産省)へ情報を提供した。</p>	<p>○ 引き続き、消費者等からの相談や問合せに丁寧に対応する。</p>
<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築</p>	<p>○ リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リ</p>	

<p>(1) リスク管理機関との連携</p> <p>関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p>	<p>スクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスクコミュニケーションに関する情報交換等を行った(13回)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品中の放射性物質をはじめとした食品安全の基礎知識について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子参加型イベント(8月に仙台、9月に東京で「親子で学ぼう!体験しよう!“食品安全”」をテーマとし、親子が食品安全について一緒に学ぶことを目的としたステージ企画やブース出展)に参加した。 ○ 関係省庁と連携し、SNS(Facebook、X(旧Twitter))、メルマガ等で相互の情報を広めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、隔週でのリスクコミュニケーション担当者連絡会議に対応する。 ○ 引き続き、消費者庁の総合調整の下、関係省庁と連携して、意見交換会等の取組に積極的に参加する。 10月以降も親子参加型イベントや一般消費者向け意見交換会を実施予定。 ○ 引き続き、SNS等において相互の情報周知で連携するほか、必要に応じ、意見交換会等にも参加の協力を得る。
<p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照)</p> <p>さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方の関係行政機関との相互の連携を強化し、適切にリスク管理措置が講じられるよう、地方公共団体の食品安全部局を対象とした今年度の全国食品安全連絡会議のテーマを、昨年度から引き続き「地方公共団体自らが行うリスクコミュニケーションの意義と効果」として、11~12月に開催できるよう、検討している。 ○ 食品安全モニター向けのオンライン研修(6月~8月)を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、地方公共団体との連携を強化するためリスクコミュニケーションに関する正しい情報や取組事例等の共有に努める。
<p>(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との関係

<p>消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。</p>		<p>強化を図る。</p>
<p>(4) 報道関係者との意見交換</p> <p>意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。</p>	<p>○ 8月に報道関係者を対象とし、食品安全委員会 20周年記念国際シンポジウムの事前解説をテーマに意見交換会を実施した。</p>	<p>○ 報道関係者向けに微生物の評価指針改定等に関する意見交換会を実施予定。</p> <p>引き続き、報道関係者との関係強化を図る。</p>
<p>(5) 学術団体との連携</p> <p>我が国の食品安全に関する研究の充実、食品安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。</p>	<p>○ 下記のとおり、様々な学会に対してそれぞれの専門分野の委員を派遣し、講義を実施。また、食品予測モデリング国際会議、食品微生物学会では食品安全委員会のブースを出展。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 日本糖尿病学会年次学術集会（協委員） ・ 9月 日本食品微生物学会学術総会（山本委員長） 	<p>○ 講師派遣（予定）</p> <p>11月 A0AC（山本委員長）</p> <p>1月 毒性病理学会（浅野委員）</p> <p>上記以外にも講師派遣等につき各学会と協議中。</p> <p>○ 引き続き、開催情報を注視し、食品安全委員会を紹介できる学会に委員を派遣し、ブース出展を行う。また、要旨集への広告掲載等より、学会との連携を進める。</p>

<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p>	<p>○ 令和5年4月以降、食品の安全性に関係する大規模な緊急事態は発生しなかった。</p>	<p>○ 引き続き、緊急事態が発生した場合には、指針に従って、迅速かつ的確に情報提供等を行う。</p>
<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>	<p>○ 緊急時の情報連絡体制を強化するため、緊急電話連絡網や携帯用の電話連絡カード等について、職員の異動等に合わせて随時更新を行った。</p> <p>○ 令和4年度の緊急時対応訓練及び今年6月に実施した実務者研修後に実施したアンケート等を踏まえ、食品安全委員会内の緊急時対応手順書の見直し・改定にむけて検討を進めた。</p>	<p>○ 第41回企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果等について検証し、緊急時対応の改善点の検討を行う。</p> <p>○ 年度内に、緊急時対応手順書の修正案をとりまとめる。</p>
<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>○ 担当者の実践的対応能力の向上等をはかるため、実務研修を以下のとおり実施予定（一部実施済み）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務者研修（5月） ・事例研修（11月） ・緊急時対応確認訓練（12月（予定）） <p>○ 実務研修においては、食品安全委員会としての情報発信の在り方や緊急時における情報発信等について、講義後、具体的な議論やアンケートの回</p>	<p>○ 緊急時対応体制の実効性等を確認するため、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省とともに確認訓練を実施する。委員会内の対応手順の確認、実際に対応した際の課題等をフィードバックし、適宜手順書に反映する。また、関係省庁との連携・役割分担</p>

<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるように的確に整理した上で「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<p>収を行った。</p> <p style="text-align: center;">➡[資料2-2 (p21) 参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全性の確保に関する最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日提供した。 ○ 収集した情報を隔週で食品安全総合情報システムに登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。 ○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。 ○ 国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。 	<p>についても確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、情報を収集し、日報に取りまとめ、リスク管理機関等関係者に提供する。 ○ 引き続き、隔週報の作成、食品安全総合情報システムへの登録による情報提供を行う。 ○ 引き続き、リスク管理機関等と連携し、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図る。
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協調を推進するため、以下の取組を行う。</p>	<p style="text-align: center;">➡[資料2-2 (p18、22) 参照]</p>	

<p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>2023年5月 JMPRトレーニングコース</p> <p>7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2023</p> <p>9月 EUROTOX2023</p> <p>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2023</p> <p>9月 JMPR</p> <p>2024年3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各分会、国際会合等に委員等を派遣する。</p>	<p>○ 予定していた国際会議等については、委員、専門委員又は事務局職員が参加し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 第16回コーデックス食品汚染物質部会 ：政府代表団として事務局職員1名が参加 ・ 5月 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）トレーニングコース ：WHOエキスパートとして委員1名及び事務局職員1名が参加 ・ 7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2023 ：委員1名及び事務局職員1名が参加 ・ 8月 第12回生命科学における動物実験代替法に関する国際会議 ：委員1名が参加 ・ 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2023 ：委員1名及び事務局職員3名が参加 ・ " JMPR ：WHOエキスパートとして委員1名及び事務局職員1名が参加 ・ " EUROTOX2023 ：事務局職員1名が参加 	<p>○ 引き続き、開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。</p>
<p>2 海外の研究者等の招へい</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。</p>		<p>○ 引き続き、イベント開催の検討を行う。</p>
<p>3 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るた</p>	<p>○ 外国政府機関との情報交換のために、食品中の微生物の安全性に関する</p>	<p>○ 引き続き、左記リエゾングル</p>

<p>め、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。その一環として、令和5年の委員会の設立20周年を記念して、海外のリスク評価に係る機関を招いた国際シンポジウムを開催する。</p>	<p>リエゾングループ（IMFSLG）、リスクコミュニケーションに関するリエゾングループ（IRCLG）、食品中の化学物質のリスク評価手法に関する国際リエゾングループ（ILMERAC）及び食品中の化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG）に参加し、適宜情報交換を行った。</p> <p>○ 9月1日に、委員会の設立20周年を記念して、国際シンポジウムを開催した。国内からの参加者の他、EFSA、FDA、SFA及びOECDから参加者を招へいた。</p>	<p>ープを通じ情報交換を行う。</p> <p>○ 引き続き、メール等で適宜連絡を取りながら、情報収集及び関係各国との調整等を行う。</p>
<p>4 海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p>	<p>○ 英文ジャーナルについて、6月に vol.11 No. 2、9月に vol.11 No. 3 を科学技術情報発信・流通総合システム J-STAGE に掲載し、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会による評価書の内容等の海外への情報発信を行った。また、これらは National Center for Biotechnology Information, U.S. 内の National Library of Medicine が運営する生物医学・生命科学に関連するオンライン論文アーカイブ（PubMed Central：PMC）に収録された。</p>	<p>○ 引き続き、食品健康影響評価の概要や評価指針、食品健康影響評価技術研究の成果等について、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>○ 12月下旬に「Food Safety vol.11No. 4」を科学技術情報発信・流通総合システム J-STAG 上に掲載し、PubMed への掲載を進める。</p>

		○ 引き続き、PubMed へのバックナンバーも含めた掲載を進める。
--	--	------------------------------------